外国人留学生の皆様
賃貸借契約の貸主　様
賃貸借契約を仲介する不動産業者　様
賃貸借契約を管理する不動産業者　様

重要
必ずお読み下さい

女子美術大学
女子美術大学短期大学部
国際センター

外国人留学生の住居賃貸借契約における連帯保証について
（特約条項の明記のご依頼）

女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下、本学といいます）に在学中または入学予定の外国人留学生が民間アパート等の賃貸借契約（更新を含む。以下同じ）を締結するにあたり、学校法人女子美術大学（以下、本法人といいます）は、次の①～③のすべての要件を満たす場合のみ、当該契約における連帯保証人を承諾しています。

① 本学に在学（入学予定を含む）していること。
② 在留資格「留学」を取得している（取得予定を含む）こと。
③ 財団法人日本国際教育支援協会が運営する「留学生住宅総合補償」に加入していること。

連帯保証人を承諾した後、上記要件のいずれかが不成立となったとき、本法人は連帯保証人を解除します。これを契約締結前にご承諾いただき、賃貸借契約の特約条項として下記のとおり明記下さいますようお願い申し上げます。

本法人が連帯保証人でなくなったとき、または、連帯保証人にならない場合は、学生の費用自己負担により、民間の家賃保証会社のサービスおよび火災保険（損害保険）に加入するのが一般的です。

記

（特約条項）
借主が次のいずれかに該当したとき、貸主と学校法人女子美術大学は連帯保証人を合意解除する。
1. 女子美術大学または女子美術大学短期大学部を卒業（修了）し、または、退学したとき。
2. 女子美術大学または女子美術大学短期大学部へ入学しないことが判明したとき。
3. 在留資格「留学」の在留期間が終了し、または、他の在留資格へ変更したとき。
4. 在留資格「留学」を取得できないことが判明したとき。
5. 「留学生住宅総合補償」が終了したとき。

上記の特約条項が明記されなければ、本法人は連帯保証人になりません。

《本件に関するお問合せ先》
学生の通学キャンパスによりお問合せ先が異なりますので、ご注意下さい。

相模原キャンパスに通学する学生について	杉並キャンパスに通学する学生について
〒252-8538 神奈川県相模原市南区麻溝台 1900 女子美術大学 国際センター 電話：042-778-6627　FAX：042-778-6649	〒166-8538 東京都杉並区和田 1-49-8 女子美術大学・女子美術大学短期大学部 国際センター 電話：03-5340-4645　FAX：03-5340-4615

不動産取引業者　殿

公益財団法人　日本国際教育支援協会

外国人留学生に対する物件仲介上の取扱いについて（お願い）

本協会では、留学生が民間宿舎等へ入居するにあたり、連帯保証人（以下「保証人」という。）を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、留学生の民間宿舎等への円滑な入居を支援することを目的として 1999 年 3 月より「留学生住宅総合補償」を実施しています。

「留学生住宅総合補償」に加入する留学生に対する物件仲介に際しては、以下のとおりお取扱いくださるようお願いします。

1．「留学生住宅総合補償」に加入する留学生は、「留学生賠償責任」を付帯した海外旅行保険に入ることになり、一般の住宅総合保険等に付帯される賠償責任（借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険）とほぼ同様に補償されます。つきましては、入居の際の賠償責任保険への加入は、補償が重複するため免除してください。

「留学生住宅総合補償」には、貸主や他人に対する賠償責任保険がついていますが、居室への損害は、火災、爆発、破裂及び水漏れによるものに限られています。上記事由以外の損害の補修費用や本人の家財に対する補償はありませんので、貴社お取扱保険の利用については、留学生とよくご相談ください。

2．賃貸借契約においては、大学等・日本語教育機関及びその教職員（留学生センター長・留学生課長等）、又は地域の国際交流協会・センター等が留学生の保証人になります。

「留学生住宅総合補償」は、留学生の日常の生活指導等を行う学校が協力校となり、在籍留学生に対する制度の周知及び加入取りまとめ等の事務を担うことで運営される制度です。問題が生じたときは、これらの機関又は機関の者が責任をもって対応しますので、個人が保証人となる場合と何ら変わりません。

3．機関又は機関の者が保証人となる場合は、印鑑証明書の提出を免除してください。

「留学生住宅総合補償」では、機関又は機関の者が保証人となった場合、その責任に基づいて対応することを前提としています。学校等が「本学では○○の者が保証人となっている」等を証する文書を提出したような場合には、機関や個人の印鑑証明書の提出を免除してください。

4．機関又は機関の者が保証人となる場合は、保証人に法人としての保証契約かを確認し、法人である場合は極度額の記載を免除してください。

2020 年 4 月の民法改正により、第 465 条の 2 において、保証人が法人でない保証契約の場合は極度額の定めが必要とされています。「留学生住宅総合補償」を利用する機関では、法人名以外で保証契約を行う場合もありますので、保証人に確認の上、契約手続きを進めてください。

個人が保証人になる場合、「留学生住宅総合補償」の保証人補償の限度額は 30 万円ですが、留学生支援の制度趣旨をご理解いただき、ご配慮をお願いいたします。

(過去 5 年間における補償金支払状況：年間平均 40 件、平均金額約 11 万 8 千円)

◎保険料等負担金と補償金額［留学生の自己負担］　（2022 年 4 月 1 日以降補償開始用）

区分	補償対象者	補償内容	補償期間 1 年間	補償期間 2 年間
海外旅行保険	留学生	①留学生賠償責任	5,000 万円限度	5,000 万円限度
		②傷害後遺障害	240 万円限度	240 万円限度
保証人補償基金	保証人	③保証人補償	30 万円限度（注） ①家賃滞納３か月まで ②原状回復費 10 万円まで	30 万円限度（注） ①家賃滞納３か月まで ②原状回復費 10 万円まで
保険料等負担金 （海外旅行保険保険料と保証人補償基金加入金の合計負担額）			4,000 円 （保険料 2,500 円 ＋加入金 1,500 円）	8,000 円 （保険料 5,000 円 ＋加入金 3,000 円）

（注）①と②の合算額が 30 万円を超えない範囲で補償

※すでに加入している方が補償期間を延長する場合、1 年間、2 年間または 6 か月の延長制度があります。
6 か月延長をする場合の保険料等負担金は 2,000 円（保険料 1,250 円＋加入金 750 円）です。

◆「留学生住宅総合補償」の加入の有無は、留学生が携帯している「加入者控」でご確認ください。

【本件照会先】
公益財団法人日本国際教育支援協会 学生支援部学生保険課
TEL：03-5454-5275　FAX：03-5454-5232
URL：http://www.jees.or.jp/